(公社) 愛知県宅建協会公認

空き家マイスター 登録認定講座についてのご案内

<u>『空き家マイスター』は、「空き家流通の専門家としての知識を備えた者」に対して、</u> (公社) 愛知県宅建協会が独自に認定するものです。

空き家の増加が全国的な問題となっている昨今、その問題解決の一つとして空き家の流通 促進があげられます。

空き家の流通を促進するには、通常の不動産取引以上に、相続や税金等の広範な知識の習得 や高い倫理感が求められます。

そこで 2017 年 4 月、(公社) 愛知県宅建協会では、「空き家マイスター」認定制度を創設いたしました。

これは、宅地建物取引業等に従事する者が空き家に関する知識を習得し、空き家の流通を活性化させるとともに、消費者に対して安全・安心な取引を提供し、トラブル等を未然に防ぐこと等を目的とした制度です。

登録料

初年度登録料 10,000 円 (税込) - 登録更新料 10,000 円 (税込)

- ※1 初年度登録料は、4月1日を起算として事業年度単位(毎年3月末まで)にて月割でいた だきます。
- ※2 マイスター資格の有効期限は、事業年度単位とし、更新に際しては登録更新料 10,000 円を納め、講習を受講していただきます。
- ※3 上記登録料には、講習の受講料が含まれています。
- ※4 一度お支払いいただいた登録料は返金いたしません。 予めご了承ください。

登録者の特典

- ①愛知宅建サポート㈱が依頼を受けた空き家の媒介物件情報を優先提供
- ②媒介物件成約時の正規手数料に加え、愛知宅建サポート㈱が受け取る手数料の50%を 環元
- ③賃貸・空き家管理・見回り等を希望する空き家相談者に対し、「空き家マイスターリスト」 を開示
- ④提携行政の窓口等で消費者等に頒布されるリーフレットへ空き家マイスター会員の広告

を掲載

- ⑤愛知県総合空き家バンクポータルサイトへ空き家マイスター会員の広告を掲載
- ⑥空き家に関する書籍の提供
- ※①・②は「空き家対策事業取扱規程」に基づき提供されます。
- ※①~⑥は(公社)愛知県宅地建物取引業協会である空き家マイスター限定の特典です。

登録の流れ

①受講対象

代表者や宅地建物取引士だけではなく、一般従業者、消費者どなたでも受講いただけます。 ※ただし、登録には(公社)全国宅地建物取引業協会連合会が運営する「不動産キャリア パーソン資格講座」を合格していることが必要です。

②登録認定講座の受講

【講義内容】

「空き家に関する基礎知識」

- 1. 空き家の実態/2. 空き家の何が問題か?
- 3. 空き家問題解決の課題/4. 空き家に関する税金/5. 空き家の利活用の一例 (※講義内容は変更される場合があります。)
- ③資格登録

登録者には、『空き家マイスター登録証明書』、『空き家マイスター登録者証』等をお送りいたします。

お申込みやお問合せは下記連絡先までお願いいたします。

~愛知宅建全会員の業務支援組織~

愛知宅建サポート株式会社 名古屋市西区城西5-1-14

TEL 052-522-2625 FAX 052-521-1837

『愛知県空き家・空き地バンクポータルサイト』好評稼働中! https://akiyabk.com/